

□□地区建築協定届出及び承認規程

(目的)

第1条 この規程は、□□地区建築協定書第○条第○項の規定に基づく、協定に定める事項に関する工事又は行為（以下「工事等」という。）を行う場合の承認（または届出）の手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(届出)

第2条 協定区域内の土地の所有者等は、工事等を行おうとする場合においては、当該工事等に着手する前（確認申請が必要な場合は、確認申請を提出する前）に、その計画が□□地区建築協定の内容に適合するものであることについて、運営委員会に届出を行い承認を得なければならない。

2 前項の届出は、別に定める□□地区建築協定届出書（以下「届出書」という。）に、次に掲げる図書を添えたものとし、各2部を運営委員会に提出する。

(1) 設計図書

- ア 付近見取図 届出に係る敷地の位置を記したもの
- イ 配置図 敷地境界線からの空き寸法、地盤面の高さを記したもの
- ウ 平面図 間取り及び各室の用途がわかるもの
- エ 立面図 建築物の各部分の高さ、外壁及び屋根の材料及び色彩を記したもの

(2) その他運営委員会が必要と認めるもの

3 工事等の内容によって、運営委員会が認めた場合は、前項の添付図書の一部を省略することができる。

(審査及び承認)

第3条 運営委員会は、前条第1項の届出を受理した場合においては、その受理した日から7日以内に、建築協定の内容に適合するかどうかを審査し、適合することを確認したときは、承認をしなければならない。

2 運営委員会は、承認をしたときは、届出書に承認したことを証する押印をしたうえで、1部を届出者に返却する。

3 前項において、届出書の添付図書に建築物内部等の情報が記載されたものが含まれている場合は、各部について、そのすべてを返却する。

4 届出に係る工事等が確認申請を要するものである場合は、届出者は、確認申請書を運営委員会に提示し、京都市が定める確認申請事前調査報告書に承認したことを証する押印を受けなければならない。

5 運営委員会は、第1項の場合において、届出に係る計画が建築協定の内容に適合しないことを認めたとき、又は届出の記載によっては建築協定の内容に適合するかどうかを決定できないときは、その旨及び理由を付して、届出書を返却する。

(完了検査)

第4条 協定区域内の土地の所有者等は、第2条第1項の規定による工事等を完了したときは、運営委員会に通知しなければならない。

2 運営委員会は、前項の通知を受けたときは、当該工事等に係る建築物等が建築協定の

内容に適合しているかどうかを検査しなければならない。

- 3 運営委員会は、前項の規定による検査をした場合において、建築協定の内容に適合していることを認めるときは、届出書に検査をしたことを証する押印をする。
- 4 運営委員会は、第2項の規定による検査をした場合において、建築協定の内容に適合しないことを認めるときは、□□地区建築協定書第○条第○項の規定に基づき、必要な措置を講じる。

(中間検査)

第5条 協定区域内の土地の所有者等は、第2条第1項の規定による工事等が次の各号のいずれかに該当する工程を含む場合において、当該各工程に係る工事を終えたときは、その都度、運営委員会に通知しなければならない。

- (1) 基礎又は地中はりの配筋工事
- (2) 棟上又は建方工事

- 2 運営委員会は、前項の通知を受けたときは、当該通知に係る工事中の建築物等が建築協定の内容に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 3 運営委員会は、前項の規定による検査をした場合において、建築協定の内容に適合していることを認めるときは、届出書に検査をしたことを証する押印をする。
- 4 協定区域内の土地の所有者等は、前項の規定による押印を受けた後でなければ、第1項に定める工程後の工事を施工してはならない。

(届出書の保管)

第6条 前条の検査において当該工事等が建築協定の内容に適合していることを確認した届出書については、□□地区建築協定関係文書管理規程に基づき、運営委員長が適正に管理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、運営委員会が別途定める。

(附則)

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。